

地方独立行政法人法の改正について

1 概要

公立大学法人に係る評価委員会は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）に基づき公立大学法人の経営指針となる中期目標の作成や中期計画の認可に際して意見の提示、法人の業務実績についての評価等を行う附属機関として設置することとされているが、評価委員会に係る規定も含めて法改正がなされる予定であるため、現時点で国会に提案がある内容について説明するもの。

2 評価委員会に係る規定

(1) 市長が評価委員会の意見を聴く事項

	内容	現行での根拠	改正の見通し
①	中期目標を作成又は変更する際の意見の提示	25条3項	—
②	公立大学法人の作成する中期計画に係る認可をする際の意見の提示	78条4項	—
③	中期目標の期間の終了時まで、公立大学法人の組織及び業務の全般にわたる検討を行うに当たっての意見の提示	79条の2_2項	—
④	出資等に係る不要財産の納付（不要財産の譲渡により生じた収入の範囲内で金額を納付する場合を含む。）に係る認可をする際の意見の提示	42条の2_5項	—
⑤	条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供することに係る認可をする際の意見の提示	44条2項	—

(2) 市長に意見を申し出ることができる事項

	内容	根拠	法改正
⑥	法人の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準に係る意見の申出	56条1項 (49条2項準用)	—

(3) 公立大学法人の業務実績について評価等を行う事項

	内容	根拠	法改正
⑦	各事業年度における業務の実績についての評価	78条の2-1項各号	削除予定
⑧	中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績（認証評価機関の教育及び研究についての評価を踏まえる。）	78条の2-1項2号	—
⑨	中期目標の期間における業務の実績（認証評価機関の教育及び研究についての評価を踏まえる。）	78条の2-1項3号	—
⑩	法人に対する評価結果の通知 必要に応じた業務運営の改善等の勧告	78条の2-4項	—
⑪	上記の通知等に係る市長への報告及び公表	78条の2-5項	—